

法務局からのお知らせ

高知地方法務局戸籍課では、平成17年1月31日から成年後見登記に係る証明書の交付事務のみを行うことになりました。窓口にて直接請求される場合のみ、取り扱うこととなります。

郵送による請求の場合は、従来通り、東京法務局民事行政部後見登録課にご請求ください。

証明内容・手数料
登記事項証明書

成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記されている事項や、代理権に関する事項が登記されている場合において、その事項を証明するもの
1通：1千円（証明書の枚数が11枚を越える場合は5枚毎に200円加算）

登記されていないことの証明
成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記がされていないことを証明するもの
1通：500円

お問い合わせは
高知地方法務局戸籍課
(8222・3448)まで

市民からのお便り

春の喜びもつかのま。花粉症とインフルエンザにはまいっています。特效薬が欲しいですね。

職場でのトラブルで
お困りの皆さんへ

高知労働局、高知県労働委員会、高知県雇用労働政策課では、職場でのトラブルで困りの方の相談に応じるために、労働相談窓口を設けています。

また、トラブル解決のための援助制度として、高知労働局、高知県労働委員会では、あっせんなども行っています。

相談は無料です。お気軽に労働相談窓口をご利用ください。

- 相談窓口
- ・高知労働局総合労働相談コーナー
885・6027
 - フリーダイヤル
0120・783・722
 - ・高知総合労働相談コーナー
885・6010
 - ・高知県労働委員会
821・4645
 - ・高知県雇用労働政策課
フリーダイヤル
0120・610・222



知って得する国民年金

第3号被保険者の特例届出が
実施されます

4月から若年者納付猶予制度が
導入されます

これまで、本人が低所得でも所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、国民年金保険料免除の対象にはなりませんでしたが、今回新たに導入された若年者納付猶予制度は、20歳代の被保険者で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予される制度で、平成27年6月までの時限措置として創設されます。

若年者納付猶予制度の承認を受けた期間は未納の扱いにはなりませんので、万一の時の障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができます。

承認期間＝平成17年度は、平成17年4月から18年6月まで、18年度以降は7月から翌年6月までの周期になります。ただし、周期の途中で30歳に到達する方は、30歳に到達する月の前月までとなります。

手続先＝市民課年金係へ申請してください。

*若年者納付猶予制度の承認を受けた期間は受給資格には算入されますが、将来受け取る年金額には反映されません。10年以内であれば保険料を追納できますので、年金額を満額に近づけるためにも余裕ができたときに追納することをお勧めします（2年以上経過した場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります）。

第3号被保険者の届け出が遅れた場合、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は保険料未納の取り扱いとなっていました。4月から実施される特例届出をしていただくと、2年以上前の期間も第3号被保険者の取り扱いとなり、将来その分の年金も受け取ることができるようになります。

平成17年3月までに第3号被保険者の届け出をしているが、2年以上さかのぼったため「保険料未納の取り扱い」となっている期間がある場合は・・・すでに特例届出があったものとみなして、2年以上さかのぼった期間も保険料納付済期間へ自動的に変更されますので、特例届出をしていただく必要はありません。該当者の方には4月中旬に社会保険庁からお知らせが送付されます。3月までに届け出をしていない方で、2年以上前の期間がある方のみ特例届出をしていただく必要があります。

年金受給者の方は・・・平成17年3月までに第3号被保険者の届け出をしている期間は、2年以上さかのぼった期間も保険料納付済期間へ自動的に変更され、平成17年5月分から年金額が改定になります。該当者の方には6月中旬に支給額変更通知書が送付されます。第3号被保険者の届け出をしていない2年以上前の期間がある場合は、特例届出をしていただくことにより第3号被保険者の取り扱いとなり、届け出のあった翌月分から年金額が改定になります。

お問い合わせは
市民課年金係（880-6555）、南国社会保険事務所（864-1111）

ごみ出しは定められた日に!

* お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
4/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下唎内、物部、開田
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
16	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、瓶岩、領石、植野
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
5/2	月	十市(南部)
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
4/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、瓶岩、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下唎内、物部、開田
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
5/2	月	片山、里改田、浜改田
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野



* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
4月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
4月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
4月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
4月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北)岩村、下唎内
4月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
5月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町

★ダンボールの収集

と き	地 区
4月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
4月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
4月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
4月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北)岩村、下唎内
4月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
5月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町